

5月のTOPICS

不法投棄は犯罪です！

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。違反した場合、個人は5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金、または併科、法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。川や海でのバーベキュー後の不法投棄も犯罪です。地域の美観や環境を損なうだけでなく、生態系への悪影響の原因になるので、ごみを持ち帰るなど適正に処理をしてください。

市では不法投棄を「しない・させない・許さない」をスローガンに、引き続き対策に取り組んでいきますので、市民のみなさんのご理解・ご協力をお願いします。

※泉佐野警察も取締りを強化しており、悪質な場合は摘発されます。

問合せ先 環境衛生課

(☎429・9289)

5月はギャンブル等

依存症問題啓発月間

あなた自身やあなたの周りの人で、ギャンブルなどをやめたくてもやめられないと悩んでいる人はいませんか。本人や家族だけで抱え込まず、まずは相談してください。

問合せ先 健康推進課

※依存症の相談先や情報など詳しくは「おおさか依存症ポータルサイト」をご覧ください。



▲おおさか依存症ポータルサイト

就学相談全体会

小・中学校への就学に際し、子どものことで不安を持っている保護者を対象に、就学相談についての説明を行います。

日時 6月5日(金)

●小学校：午後2時～3時

●中学校：午後3時30分～4時

30分

場所 レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター

内容 支援学級・支援学校・個

別の就学相談の流れなど

対象 令和9年度に小・中学校

に入学する年齢の児童の就学について、相談を希望する保護者

問合せ先 学校教育課

※申込不要

空き店舗等活用型新事業

補助金申請受付

この補助金は、市内の空き店舗などを活用した地域の活性化や創業・新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編または、これらの取組を通じた事業拡大に意欲のある中小企業者などの支援および市内遊休不動産の解消を目的としています。

募集期間 5月1日(金)～5月29日(金) 正午

※郵送は5月29日(金)の消印有効

問合せ先 (一社)バリュー・リノベーションズ・さの (☎477・7365)

※詳しくは市ホームページ(ID:9711)をご覧ください。

教育長に山田泰寛氏が就任しました

泉佐野市議会3月定例会で議会の同意を受けて、4月1日付で、山田泰寛氏(66歳)が教育長に就任しました。

山田教育長は、大阪体育大学を卒業後、昭和57年4月に泉佐野市立第三中学校教諭となり、大阪府立少年自然の家専門職員・社会教育主事、泉佐野市教育委員会学校教育課指導主事、泉佐野市立第三中学校教頭、泉佐野市立中央小学校教頭、泉佐野市立新池中学校長、(一社)泉佐野市外国就労者サポートセンターアイフォス(iFOS)事務局長などを歴任。

教育長を務められてきた奥 真弥氏が3月31日をもって退任されました。奥氏は、平成28年4月に教育長に就任、10年間にわたり、学力向上対策や教育環境の整備を進めるなど市の教育行政の発展のため尽力されました。

問合せ先 教育総務課

(☎493-2097)



かんくうNEWS

問合せ先 関西国際空港案内 (☎455-2500)  
ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

■関西国際空港 アジア路線がさらに充実！

2026年6月15日(月)より、マレーシア・クアラルンプールを拠点とするエアアジア・マレーシア(AK)が、関西＝高雄＝クアラルンプール線を新規就航します！

温暖な気候とのんびりとした雰囲気の魅力の高雄では、夜市グルメや台湾文化を満喫でき、多様な文化が融合する国際都市・クアラルンプールでは、豊かな自然と都市が共存する中でショッピングやグルメをお楽しみいただけます。

どちらも魅力がたくさん詰まった人気の観光地で、ご家族やご友人との旅行先にもピッタリです！ぜひこの機会に関西国際空港からの空の旅をお楽しみください♪



©Kansai Airports SORAYAN



考えてみませんか

「地域猫」活動

飼い主のいない猫をめぐっては「猫の被害で困っている」、また一方で「猫を助けたい」といった声が寄せられています。この問題に対する一つの方法として「地域猫」という考え方があります。

まず猫の数を増やさないためのTNR (Trap...つかまえる、Neuter...不妊手術をする、Return...元の場所に戻す) を実施し、周辺に住んでいるみなさんの理解を得たうえで、餌やりやトイレの始末など一定のルールのもと、「地域の猫」として一代限りの命を全うさせることで、飼い主のいない猫に関する苦情や殺処分減少に寄与することができるといいます。

市では（公財）どうぶつ基金が推進する「TNR先行型地域猫活動（むくろ猫TNR）」に賛同し、市域で地域猫活動を行うボランティア団体などを対象に、どうぶつ基金による不妊手術の費用負担が受けられるよう、手続きを行っています。

猫が好き、猫が嫌い、猫を排除したくないが被害を受けて困っているなど、様々な考えが

ありますが、一度、みなさんの地域でもこうした取組について考えてみませんか。

問合先 環境衛生課

☎429・9289

※個人を対象に泉佐野市地域猫不妊手術費用助成金の制度があります。詳しくは市ホームページ（ID：13538）をご覧ください。

こんなときには手続きを

檀波羅公園墓地（区画墓地）

使用のみなさんへ

檀波羅公園墓地（区画墓地）の使用にあたり、次の事項が生じた時は手続きが必要です。

- 使用者が亡くなったとき
- 使用者の住所、氏名などを変更したとき

- 使用許可証を紛失したとき
- お墓に焼骨を埋蔵するとき、お墓から焼骨を改葬するとき
- 墓地を市へ返還するとき

問合先 環境衛生課

☎429・9289

※詳しくは問い合わせてください。

空家等除却工事補助事業

地域の安全・安心かつ良好なまちなみの形成に資することを目的として、まちなみの形成を阻害している空家の除却工事費用の一部を補助します。

※補助金の交付決定前に行われた除却工事は対象外

補助対象住宅 一年以上使用の実態がない住宅（賃貸は除く）

で、泉佐野市木造住宅除却工事補助金交付制度の対象とならない建築物

補助対象 ● 補助対象となる空家を所有する個人

● 市税の滞納がない人

補助金額 住宅除却工事費の一部で最大65万円の補助金を交付します。（除却工事費用が65万円未満の場合はその額。千円未満の端数は切り捨て）

問合先 都市計画課

☎447・8124

※詳しくは問い合わせください。

X（旧Twitter）で情報発信しています！

泉佐野市では、市民のみなさんに親しみやすく開かれた行政をめざし、特別職および部長級職員がX（旧Twitter）で自ら情報発信しています。今月は、特別職のアカウントを紹介します。※来月からは、部長級職員のアカウントを順次掲載します。

すべてのアカウントはコチラ▶



上下水道事業管理者  
木内 利昭  
[https://x.com/t\\_ki\\_30127](https://x.com/t_ki_30127)



教育長  
山田 泰寛  
[https://x.com/y\\_ya\\_30123](https://x.com/y_ya_30123)



副市長  
西納 久仁明  
[https://x.com/k\\_ni\\_30121](https://x.com/k_ni_30121)



副市長  
真瀬 三智広  
[https://x.com/m\\_ma\\_30120](https://x.com/m_ma_30120)



市長  
千代松 大耕  
[https://x.com/h\\_ch\\_30119](https://x.com/h_ch_30119)



**空家住宅利活用耐震設計・改修・改造補助事業、不良住宅等除却工事補助事業**

**補助事業**

市では、管理不全な空家などの発生抑制に努め、地域の安全・安心かつ良好なまちなみの形成に資することを目的として、空家住宅の耐震改修・改造費、不良住宅の除却費の一部を補助します。  
※事業開始は国および府の補助額が確定した後になります。

**【空家住宅利活用耐震設計・改修補助】**

**補助対象** 空家特措法に定める空家等で平成12年5月31日以前に建築確認を受けて建築され耐震診断の結果、耐震性が不足している木造住宅（長屋、併用住宅および共同住宅を含み、地域の活性化に資する施設を10年以上運営するもの。賃貸住宅は除く。）耐震設計を行った後、改修することにより耐震性が確保されること。  
※設計と改修は一体で行うことが条件

**補助金額** 詳しくは市ホームページ（ID：4106）に掲載します。

**【空家住宅利活用改造補助】**

**補助対象** 耐震改修補助による耐震改修工事と同時に同一棟で実施

する住宅リフォーム工事  
**補助金額** 詳しくは市ホームページ（ID：4105）に掲載します。

**【不良住宅除却補助】**

**補助対象** 木造で住宅改良法に規定のある不良住宅であること（長屋、併用住宅および共同住宅を含み、賃貸住宅は除く。）

**補助金額** 1戸当たり80万円（長屋、共同住宅は1棟当たり80万円）。80万円未満の場合はその額とします。（空家の場合、加算制度があります。）

**問合せ** 都市計画課  
☎447・8124

※いずれも申請には、条件がありますので事前に問い合わせてください。補助件数は、予算の範囲内となります。

**住宅総合助成事業**

さのぼポイントと25万ポイント付与（空き家バンクを賃借し、居住する人は10万ポイント付与）します。

※連携金融機関において住宅ローンの金利引き下げ制度あり  
**対象** 次のいずれかに該当する人

●市内で自ら居住する住宅を建替える人や新築住宅を購入し居住する人

●「（\*）泉佐野市空き家バンク」に登録された中古住宅を購入、または賃貸し、居住する人  
※売買契約日（請負契約日）から2年を過ぎたものは対象外

（\*）：泉佐野市空き家バンク登録条件  
●戸建住宅であること  
●建築基準法の規定による確認済証のあるもの  
●仲介業者との媒介契約（売買・賃貸借）が締結されているもの  
※「専属専任媒介」・「専任媒介」に限る

**問合せ** 都市計画課  
☎447・8124

**自転車用ヘルメットの購入費について助成します**

自転車用ヘルメットの購入費の一部をさのぼポイントで助成します。

**対象** 令和8年1月1日以降に購入したヘルメットを使用する泉佐野市に住所を有する中学生以下の子どもおよび65歳以上の高齢者（本事業で一度ポイントを付与された人除く）

**対象ヘルメット** SGマークなどの安全性に関する基準に適合している自転車用ヘルメット  
**付与ポイント** 購入価格（消費

税および地方消費税を含む。）に1/2を乗じた額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする）とし、3,000円（3,000ポイント）を上限とする。

**ポイントの付与を受ける人**  
ヘルメットを使用する人

※中学生以下の子どもの場合、ポイントの付与は、その子どもと世帯を同一とする保護者も可  
**申請期間** 5月1日（金）～来年3月31日（水）（先着順。予算が無くなり次第終了）

**ポイント付与期間** 5月1日（金）～来年4月30日（金）

※申請日当日のポイント付与はできません。申請書を受理後、決定通知書を送付するので、「決定通知書」と「申請者のさのぼカード」を道路公園課まで持参してください。

**申請方法** 申請書（道路公園課窓口で配布。市ホームページ（ID：12074）からダウンロードも可）に必要事項を記入または便箋などに「泉佐野市自転車用ヘルメット購入費支援事業に係るポイントを受けたいので必要書類を添えて申請します。」と記載し、申請者（ポイントを受ける人）の住所・氏名・続柄・電話番号およびヘルメッ

トを使用する人の住所・氏名・生年月日・年齢、購入価格を記入のうえ、次に挙げる必要書類を添えて、郵送（当日消印有効）または道路公園課へ

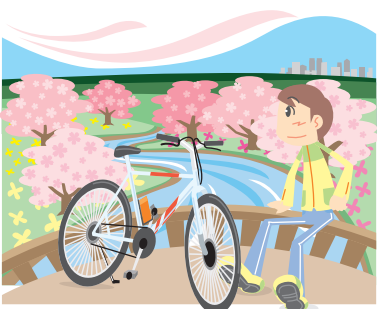
**必要書類**  
●ヘルメット購入に係る領収書の原本

●ヘルメットがSGマークなどの安全基準に適合していることを確認できる保証書などのコピーまたはマークが貼付されている箇所の写真

●ヘルメットを使用する人の氏名、住所および生年月日が確認できる身分証明書のコピー

※申請者が保護者の場合は、子どもと世帯が同一であることが確認できる身分証明書のコピー

**問合せ** 道路公園課  
☎429・9344



**若年者世帯および子育て世帯  
空き家活用定住支援事業**

空き家となる可能性が高い住宅、または空き家住宅を取得し、市外転入または市内の賃貸住宅から転居した若年世帯・子育て世帯に対して、住宅の取得に要した費用の一部を助成します。

**補助対象**

●若年者世帯（申請者と配偶者が婚姻し、補助対象住宅に同居しており、令和8年3月1日時点でいずれかの満年齢が39歳以下の世帯）、または子育て世帯（令和8年3月1日時点で満年齢が18歳未満の子を有し、かつ、同居している世帯）であること

●申請者、または申請者および配偶者等が住宅およびその住宅の存する土地を購入した世帯であること

●市外より転入の場合、（転入前に1年以上継続して）市外、または賃貸住宅に居住していた世帯

●市内で転居の場合、転居前に賃貸住宅に1年以上継続して居住していた世帯

●世帯員全員が暴力団または暴力団員、もしくは暴力団密接関係者ではないこと

●未成年者を除く世帯員全員が

市税を滞納していないこと

**補助内容** 補助住宅の購入に要した費用の1/2または200万円のいずれか少ない額を補助  
**問合先** 都市計画課  
(☎447・8124)

※詳しくは問い合わせてください。

**耐震診断費用および耐震改修工事の一部を補助します**

市では地震に備え住宅の耐震化へ工事費などの一部を補助します。

**【耐震診断補助】**

**補助対象** 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの）で、耐震診断技術者により耐震診断を実施するもの。

**補助金額** 耐震診断に要した費用（1,100円/mを限度とする）の11分の10の額としますが、1戸当たり5万円を限度とします。

**【耐震設計・改修補助】**

**補助対象** 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、耐震診断の結果、耐震性が不足している木造住宅（長屋、併用住宅および共同住宅を含

み、現に居住しているか、改修後、住もつとするもの。賃貸住宅は除く）。耐震設計を行った後、改修することにより耐震性が確保されること。

※設計と改修は一体で行うことが条件

**補助金額** 詳しくは市ホームページ（ID：2650）をご覧ください。

**【住宅改修補助】**

**補助対象** 耐震改修補助による耐震改修工事と同時に同一棟で実施する住宅リフォーム工事。  
**補助金額** 詳しくは市ホームページ（ID：2650）をご覧ください。

**【住宅除却補助】**

**補助対象** 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、耐震性が不足していると判定された木造住宅（長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているか、除却後、新築して住もつとするもの。賃貸住宅は除く）。

**補助金額** 1戸当たり80万円（長屋、共同住宅は1棟当たり80万円）。80万円未満の場合はその額とします（空き家の場合、加算制度があります）。

**【ブロック塀等除却補助】**  
**補助対象** 不特定多数の人が使

用する道路に面したコンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀または土塀（門扉、門柱は除く）またブロック塀除却工事と同一年度に施工するブロック塀等除却後の軽量フェンス等の設置工事

**補助金額**

●ブロック塀等除却：上限15万円  
●軽量フェンス等設置：上限20万円

※それぞれの申請には条件がありますので、事前に問い合わせてください。補助件数は、予算の範囲内となります。

**問合先** 都市計画課  
(☎447・8124)

**住宅リフォーム助成事業**

定住促進および地域経済の活性化を目的として、個人が市内の施工業者を利用して行う住宅リフォーム工事に要する経費に対して助成します。

※助成金の交付申請前に行われたリフォーム工事は対象外

**補助金額** 補助の対象となる住宅リフォーム工事に要した費用の10%（最大10万円。千円未満の端数は切り捨て）

※対象住宅および対象者については1回限り

**対象** 市税の滞納が無く、住宅リフォーム工事について市内の施工業者を利用する人  
※市内の施工業者とは、市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者を言います。法人の場合は法人番号、個人事業者の場合は印鑑証明書の住所で確認します。また、建設許可が必要となる工事については、建設業許可番号を確認します。

**対象住宅** 次のいずれかに該当する住宅（賃貸住宅は除く）  
※店舗・事務所などの併用住宅は対象者の居住部分に限り、共同住宅は対象者の居住専用部分に限る

●申請日において、10年以上居住している住宅

●市内で築5年以上で、建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証が交付されたものであって、補助金の交付を受けようとする者が居住またはこれから居住しようとする住宅

※外構工事や電気設備などの購入は対象外。詳しくは市ホームページ（ID：2652）をご覧ください。

**問合先** 都市計画課  
(☎447・8124)